

エンドユーザー使用許諾契約

本エンドユーザー使用許諾契約（以下「EULA」）は、お客様のABBYY®ソフトウェアの使用についてお客様とABBYYとの間で締結される契約書です。お客様は、ABBYYソフトウェアをダウンロード、インストール、または使用することにより、あるいはその他の方法で本EULAを明示的に承諾することにより、本EULAの条項に拘束されることに同意するものとします。お客様は、ご自身で署名された協議済み契約書と同様の法的拘束力と強制力を本EULAが有することに同意するものとします。お客様が本EULAを締結する権限または認可を有していない場合、またはその条件に同意しない場合は、ABBYYソフトウェアを使用せず、お客様のシステムおよびコンピュータでソフトを無効化し、アンインストールおよび削除してください。

1. 定義

「ABBYY」とは、（i）お客様がABBYYソフトウェアをABBYYから直接購入された場合は見積書に記載されているABBYY事業体を意味し、または（ii）お客様がABBYYソフトウェアをパートナーから購入された、もしくは見積書を通じて購入されなかった場合は、ABBYYのウェブサイト（<https://www.abbyy.com/eula/table/>）に記載されている規則に従って定義されたABBYY事業体を意味します。

「ABBYYコンテンツ」とは、（a）ABBYYソフトウェア使用の一環としてABBYYがお客様に提供するコンテンツまたはデータ、および（b）ABBYYのマーケティング資料を意味します。

「ABBYYソフトウェア」とは、「製品固有規約」でさらに説明されるように、見積書および/または「製品固有規約」で言及されるソフトウェア製品を意味します。

「関連会社」とは、直接または間接的に関連当事者を支配する、または関連当事者によって支配される、または共通の支配下にある企業または会社を意味します。「支配」とは、（a）関連当事者の50%以上を所有している、または（b）合法的な手段（管理を可能にする契約など）で関連当事者の業務を指示できることを意味します。

「認定ソース」とは、ABBYYまたはABBYYパートナーを意味します。

「承認済みユーザー」とは、お客様のユーザー、お客様の関連会社、お客様の第三者サービスプロバイダ、およびお客様に代わってABBYYソフトウェアにアクセスして使用することを許可されたそれぞれのユーザーを意味します。

「機密情報」とは、受領者（「受領者」）が本EULAに関連して取得した開示当事者（「開示者」）の非公開専有情報を意味します。これは、（a）機密として目立つように記されているか口頭で開示された場合は30日以内に受領者に書面で要約され機密情報として記されている、または（b）その性質上合理的に機密と見なされるべき情報を指します。評価版、フィードバック、および保護キーを含むABBYYソフトウェアおよびドキュメンテーションは、ABBYYの機密情報です。

「納期」とは、（a）お客様の見積書で合意された日付、または（b）日付が合意されていない場合は次のうち最も早いものを意味します：（i）ABBYYソフトウェアを含む有形メディアをABBYYが出荷する日、または（ii）お客様によりABBYYソフトウェアのダウンロードが可能になった日。

「ドキュメンテーション」とは、ABBYYが配布する、当該ABBYYソフトウェアの機能と特徴を指定する技術仕様および使用に関する資料を意味します。

「ISVディストリビューション」とは、第三者のソフトウェア・ソリューションと連携して、またはそれと統合して、第三者のエンドユーザーに対して配布することを意味します。

「見積書」とは、ABBYYが発行する書面（拘束力のある注文書、契約書、見積書または請求書等）で、お客様にライセンス供与されるABBYYソフトウェアを指定するものを指し、アドオン、数量、価格、支払条件、サブスクリプション期間、数量単位およびその他の条件を含む場合があります。各見積書は、お客様とABBYYの双方が署名または承諾した時点で拘束力を有し、見積書と本EULAとの間に矛盾が生じた場合は、見積書が優先されます。

「パートナー」とは、ABBYYソフトウェアのマーケティング、プロモーション、再販、および／またはABBYYソフトウェアの保護キーをお客様に提供するためにABBYYが承認した組織を意味します。

「個人データ」とは、特定または識別可能な個人に関連するあらゆる情報を意味します。

「製品固有規約」とは、本契約の付録Aに定められ、本EULAの不可欠な部分を構成するABBYYソフトウェアの特定の部分に具体的に適用される条件を意味します。

「保護キー」とは、ABBYYソフトウェアに関する情報を含むソフトウェアキーを意味し、ABBYYソフトウェアの著作権を保護するために使用されます。保護キーに保存されているデータは、ライセンスの範囲に対応しており、ABBYYソフトウェアの一部です。

「SM規約」とは、ABBYYソフトウェアに関連するサポートおよびメンテナンスサービスに関するABBYYの規約を意味します。SM規約は、ABBYYによって随時変更されることがあり、本EULAの不可欠な部分を構成します。SM規約の最新バージョンは、<https://www.abbyy.com/sm-terms/>で入手できます。

「サブスクリプション」とは、該当する見積書に記載された料金に従って、サブスクリプション期間中の使用権についてABBYYに料金を支払うこと、および当該支払いの対価として、ABBYYがサブスクリプション期間中にお客様に使用権を付与する約束を意味します。

「サブスクリプション期間」とは、ABBYYがお客様に使用権を付与する期間を意味します。この期間は、納入日からサブスクリプションの満了または終了までの期間であり、お客様は本EULAに従って該当するABBYYソフトウェアを使用する権利を有します。

「サブスクリプション規約」とは、<https://www.abbyy.com/legal/subscription-terms/>で入手可能なABBYYのサブスクリプション規約を意味し、参照により本契約に組み込まれ、お客様のサブスクリプションに適用されるものとします。

「使用権」とは、本EULA、製品固有規約、サブスクリプション規約、およびドキュメンテーションに従うことを条件として、ソフトウェアを使用する権利を意味します。

「お客様」とは、ABBYYソフトウェアを購入またはその他の方法で取得する法人を意味します。

「数量単位」とは、ABBYYソフトウェアを使用して処理される可能性のある文書トランザクション、文書、ページ、またはその他の種類の情報を意味します。

2. 使用権

2.1 **ライセンスと使用権、更新。** サブスクリプション料金の支払いと使用権の遵守を条件として、ABBYYはサブスクリプション期間中にABBYYソフトウェアを使用するための非独占的、譲渡不可、取り消し可能なライセンスをお客様に付与します。見積書に別段の定めがない限り、ABBYYソフトウェアのサブスクリプション期間は、サブスクリプション規約に従って自動的に更新されます。

2.2 **第三者による使用。ISVディストリビューション不可。** お客様は、(a)かかる承認済みユーザーが本EULAを遵守することを保証すること、および(b)かかる承認済みユーザーによる本EULAの違反に責任を負うことを条件に、承認済みユーザーがお客様に代わって使用権を行使することを許可することが

できます。本EULAは、ISVディストリビューションを許可しません。ISVディストリビューションに ABBYYソフトウェアを使用する場合は、ISVディストリビューションを具体的に許可する承認済みソースとの個別の契約が必要です。

2.3 **評価版。** ABBYYがABBYYソフトウェアを試用、評価、ベータ、プレリリース、プレコマercial、再販禁止またはその他の無償ベースでお客様に付与した場合（以下「**評価版**」）、お客様は評価版をデモンストレーション、検証、テスト、および同様の目的でのみ使用することができます。また、保護キー、見積書、またはABBYYが書面で指定したその他の方法でさらに定義された期間のみ使用することができます。ABBYYは、その裁量により、いつでも評価版の提供を中止することができます。この時点で、お客様はABBYYソフトウェアの使用を直ちに中止しなければなりません。評価版を本番環境で使用してはなりません。ABBYYは、評価版を「現状のまま」提供し、いかなる問題に対するサポートおよび明示または黙示の保証または補償を行わず、お客様の評価版の使用に関連していかなる責任も負わないものとします。

2.4 **サポートおよびメンテナンス。** 該当する見積書に別段の定めがある場合を除き、既定レベルのサポートおよびメンテナンスサービスは、サブスクリプションの一部としてお客様に提供されます。サポートおよびメンテナンスサービスは、SM規約に従ってお客様に提供されるものとします。SM規約と本EULAとの間に矛盾がある場合、SM規約が優先されます。サポートおよびメンテナンスサービスの一環として ABBYYがお客様に提供する補足ソフトウェアコードおよびABBYYソフトウェアコンポーネントは、ABBYYソフトウェアの一部とみなされ、本EULAの利用規約に従うものとします。お客様が拡張サポートを希望する場合、適格な場合は認定ソースから拡張サポートおよびメンテナンスを購入することができます。

2.5 **アップグレードとアップデート。** ABBYYがサブスクリプションの一部としてアップグレードおよびアップデート（両方ともSM規約で定義されています）を提供する場合、ABBYYはSM規約に従ってアップグレードおよびアップデートを実施します。

2.6 **サードパーティ製品との併用。** お客様がABBYYソフトウェアをサードパーティ製品と一緒に使用する場合、その使用はお客様の責任においてのみ行われるものとします。お客様は、サードパーティ提供者の（プライバシーポリシーを含む）規約を遵守する責任があります。ABBYYは、ABBYYソフトウェアの独自の部分ではない製品に対するサポートを提供せず、継続的な統合サポートを保証しません。

3. **使用制限**

3.1 **ABBYYソフトウェアの一般的な制限。** ABBYYが書面で明示的に同意した場合および製品固有規約に規定されている場合を除き、お客様は以下を行うことができません。（a）ABBYYソフトウェアの機能を譲渡、賃貸、リース、販売、サブライセンス、第三者に提供すること、ABBYYソフトウェアの全部または一部の複製を許可すること。（b）ABBYYソフトウェアの識別情報、著作権、所有権、知的財産に関する通知またはその他のマークを削除、変更、または隠すこと。（c）ABBYYソフトウェアの修正、変更、エラー修正、翻訳、または派生物の作成、もしくはABBYYソフトウェアのオブジェクトコード、ABBYYソフトウェアに含まれるアプリケーションおよびデータベースに対して、ABBYYソフトウェアで規定されているものおよびドキュメンテーションに記載されているもの以外の変更を加えたり適応させること（ABBYYソフトウェアをお客様のハードウェア上で実行可能にするための変更を含む）。（d）リバースエンジニアリング、逆コンパイル（オブジェクトコードを複製してソースコードに変換すること）、解読、逆アセンブル、またはABBYYソフトウェアもしくはその一部のソースコードを導き出すことを試みる行為。ただし、この制限にかかわらず適用法で明示的に認められる場合を除き、かつその範囲に限るものとする。（e）マルチユーザーシステム、仮想環境、またはインターネット経由を含むがこれに限定されず、承認済みユーザー以外の者にABBYYソフトウェアへのアクセスを提供すること。（f）許可された以外の方法でABBYYコンテンツを使用すること。または（g）ABBYYが認めていない装置でABBYYソ

フト

ウェアを使用すること、または特定の装置用にライセンスされているABBYYソフトウェアを別の装置で使用すること。適用される法律がこのような活動の制限を禁じている場合、発見された情報は、法律で開示が義務付けられている場合を除き、第三者に開示してはならず、当該情報は速やかにABBYYに開示しなければならないものとし、当該情報はすべてABBYYの機密情報および専有情報とみなされるものとします。ABBYYは、お客様に明示的に付与されていないすべての権利を留保します。

3.2 製品のライフサイクル終了。 ABBYYは、www.abbyy.com/support/eol/にて書面による通知を行うことにより、あらゆるコンポーネント機能（以下「EOL」）を含むABBYYソフトウェアのライフサイクルを終了することができます。お客様またはお客様のパートナーが、お客様の当時のサブスクリプション期間満了前にEOLとなるABBYYソフトウェアのサブスクリプションの料金を前払いした場合、ABBYYは、（i）かかるABBYYソフトウェアのサポートおよびメンテナンスサービスの利用可能性を保証せずに、サブスクリプション期間中の使用権をお客様に付与するか、（ii）商業上妥当な努力によりお客様を実質的に同様のABBYYソフトウェアへ移行させます。ABBYYが実質的に同様のABBYYソフトウェアを用意できない場合、ABBYYは、EOLと宣言されたABBYYソフトウェアのサブスクリプションの未使用料金の一部をお客様またはパートナーに返金します（以下、「EOLクレジット」）。EOLクレジットは、該当するABBYYソフトウェアが利用可能になった最後の日付から、該当するサブスクリプション期間の最後の日付までで計算されます。EOLクレジットは、ABBYY製品の将来の購入にのみ適用できます。

3.3 サードパーティソフトウェア／オープンソースソフトウェア。 ABBYYソフトウェアには、他のソフトウェアの構成が含まれている場合があります、それらはそれぞれの所有者に帰属します。ABBYYが所有していないそのようなコンポーネントは、ドキュメンテーション、および／または <https://www.abbyy.com/eula/tpt/> のオンライン上に記載されているように個別のライセンス条件に従う必要があります。ABBYYは、第三者のソフトウェア／オープンソースソフトウェアについて一切の保証を行いません。

3.4 コードサンプル。 「コードサンプル」とは、ABBYYが提供するABBYYソフトウェアを使用するサンプルアプリケーションのソースコードを意味します。ソフトウェアソリューションにコードサンプルを含めることはできますが、すべてのコードサンプルはABBYYの単独かつ排他的な所有物です。コードサンプルの変更の所有権は、そのような変更を行った当事者に帰属します。ただし、ABBYYサポートおよびメンテナンスサービスに送信する、またはその他の手段によってコードサンプルに加えられた変更を開示した場合、お客様は、取消不能の、非独占的、永続的、譲渡可能な、ロイヤリティフリーのライセンスを付与して、コードサンプルへのお客様の変更に対する作成、使用、販売、販売の申し出、輸入、輸出、ライセンス、サブライセンス、およびそのライセンスを許諾するものとします。お客様は、ABBYYに付与された前述の権利に第三者の権利または抵触がないこと、およびかかる権利をABBYYに付与するために必要なすべての権利を取得していること、および該当する場合、かかる変更の作者に必要なすべての報酬を支払っていることを表明し、保証するものとします。お客様がコードサンプルの変更に対するライセンスをABBYYに付与することを希望しない場合は、お客様はそのような改変されたソースコードをABBYYに開示しないものとします。

3.5 所有権。 書面で合意された場合を除き、本EULAのいかなる条項も、知的財産権の所有権を譲渡したり、ライセンスを付与したりするものではありません。上記の一般性を制限することなく、お客様はお客様のコンテンツおよび知的財産の所有権を保持し、ABBYYはABBYYソフトウェアおよびABBYYコンテンツの所有権を保持します。

4. 手数料

本EULAに基づいてライセンスされたABBYYソフトウェアの使用は、見積書に記載されている料金または

お客様の認定ソースと締結された購入条件の支払いを条件とします。かかる手数料には、お客様の責任

である税金やその他の賦課金は含まれていません。支払いと請求の条件は、サブスクリプション規約で確認できます。法律で許可されている範囲内において、ABBYYソフトウェアの見積書は取消不可、かつ払い戻し不可です。お客様が見積書に記載されている制限を超えてABBYYソフトウェアを使用する場合、認定ソースはお客様に請求することができ、お客様はそのような超過分を支払うことに同意するものとします。

5. 機密情報およびデータの使用

5.1 **機密保持。** 受領者は、受領者がそれぞれの機密情報を入手してから5年間、その従業員、関係会社、および知る必要のある請負業者（「許容受領者」）を除く第三者への開示を避けるために合理的な注意を下回らないものとします。ただし、ABBYYソフトウェア（当該ABBYYソフトウェアに関連するコードまたは技術文書を含む）については、機密保持が永久に存続するか、または適用法で認められる最長期間のうちいずれか短い方を存続させるものとします。受領者：（a）許容受領者が、本EULAに基づく受領者の義務に劣らない制限の下で書面による機密保持義務を負うことを保証しなければならず、（b）許諾受領者による本条のいかなる違反について責任を負うものとします。かかる機密保持義務は、（i）機密保持義務なしに受領者が知り得た情報、（ii）受領者の過失なしに公知となった情報、または（iii）受領者が独自に開発した情報には適用されません。受領者は、規制、法律、または裁判所の命令により要求された場合、開示者の機密情報を開示することができます。ただし、受領者は（法的に許容される範囲で）開示者に事前に通知し、開示者が追求する保護措置に関して開示者の費用で合理的に協力するものとします。開示者の合理的な要求に応じて、受領者は開示者のすべての機密情報を返却、削除、または破棄し、それを証明するものとします。

5.2 **残留情報。** ABBYYソフトウェアをお客様に提供する際に、ABBYYがそのスキル、経験、専門知識、コンセプト、アイデア、および習得したノウハウを活用できることが重要です。したがって、お客様は、ABBYYが、本契約に基づくABBYYソフトウェアをお客様に提供する過程でABBYYの職員が学んだ、または取得した一般的な知識、技術、方法論、慣行、プロセス、スキル、経験、専門知識、概念、アイデア、およびノウハウのいずれかを制限なく保持および使用する権利を有していることに同意するものとします。ただし、そのような情報が、意図的にそのような情報を記憶せず、またはお客様の機密情報を使用してその記憶を更新することなく、ABBYY職員の単純記憶に無形の形で保持される場合に限られます。本EULAのいかなる規定も、ABBYYによるそのような保持および使用を妨げるものと解釈されるものではなく、さらに、前述の情報のそのような保持および使用は、本EULAの違反と解釈されるものではありません。

5.3 データ処理。

5.3.1. ABBYYソフトウェアのアクティベーション、インストール、運用、登録および／またはサポートおよびメンテナンスの過程で、特定の個人データ（名前、電子メールアドレスなど）および技術情報（ハードウェア、サードパーティ製ソフトウェア、ABBYYソフトウェアのシリアル番号の特性などが、これらに限定されない）の提供を求められる場合があることを除き、ABBYYがお客様の個人データを処理することはなく、アクセスすることはありません。お客様は、お客様の個人データおよび／または技術情報をABBYYに提供しないことを選択することができます。その場合、個人データおよび／または技術情報の提供が、お客様にABBYYソフトウェアのサポートまたはメンテナンスを提供するために不可欠である場合、またはABBYYソフトウェアのそのようなサポートおよびメンテナンスの要件であり、適用法に抵触しない場合は、個人データおよび／または技術情報を提供したABBYYのお客様が利用できるABBYYソフトウェアのサポートおよびメンテナンスサービスを受けられない場合があります。お客様は、ABBYYまたはパートナーが要求する以上の個人データおよび／または技術情報を提供しないことに同意し、お客様の個人データおよび／または技術情報が適用法に準拠してABBYYおよび／またはその関連会

社または パートナーによって処理（収集および／またはその他の方法で使用されることを含むがこれに限定され

ない）されることに同意するものとします。ただし、適用法により要求される場合、データおよびデータセキュリティの機密性が維持されることを条件とします。このセクションに記載されているABBYの個人データの処理方法の詳細については、<https://www.abby.com/privacy/>に記載されているABBYのプライバシーポリシーを参照してください。個々のエンドユーザーに関するデータの収集およびその管轄区域外へのデータの転送に責任を負う指定事業者を必要とする現地法がある場所（セルビアや米国など）で ABBYソフトウェアを使用する場合、お客様は、お客様が当該法を遵守する責任を負う事業者であることを認識するものとします。

5.3.2. ABBYは、ABBYソフトウェアを使用して処理する文書内の個人データにアクセスすることはできません。お客様は、ABBYソフトウェアの状態を確認したり、追加のコンテンツ、情報、またはコンポーネントをダウンロードしたりするために、ABBYソフトウェアがABBYサーバーと定期的にインターネット接続している可能性があることを認めます。ABBYは、かかる接続中にお客様またはお客様のコンピューター／デバイスに関する個人データが転送されないことを目的として、合理的な措置を講じます。お客様は、ABBYソフトウェアを使用する際、ABBYソフトウェアおよび／またはリソースの使用に関するデータが自動的にABBYのサーバーに記録されることを了承するものとします。これには、お客様のシステムに関する情報（オペレーティングシステム、アクセス日時）、お客様のコンピューター／デバイスのモデル、該当する場合はコンピューター／デバイスのロケール、およびABBYソフトウェアの使用履歴 データが含まれます。このようなデータには、ABBYソフトウェアを使用して処理する文書に含まれる個人データの内容は含まれません。

5.3.3. ABBYは、製品および会社のニュース、特別オファーに関する情報、製品の使用に関するアドバイス、その他の製品および会社関連情報を含む電子メールをお客様に送信する場合があります。ただし、ABBYがこれに対して正当な根拠を持っているものとします（例： そのような情報を受け取ることに 対するお客様の同意）。お客様は、各電子メールの下部にある配信停止リンクをクリックすることにより、いつでもお客様の電子メールアドレスをABBYのメーリングリストから削除することができます。お客様はまた、ABBYソフトウェアの運用に関連する重要な情報（パスワード関連の電子メール、サービ ス 通知など）を含むABBYからの電子メールメッセージを受け取るものとします。

5.4 フィードバック。お客様は、ABBYソフトウェア（評価版を含む）のテストおよび使用に関するフィードバックをABBYに提供することに同意するものとします。これには、エラー報告、アイデアまたは 提案、またはバグ報告（以下「フィードバック」）が含まれます。また、ABBYは、ABBYの裁量でフィードバックを使用、公開、配布する権利を含むがこれらに限定されない、すべてのフィードバックを使用するための世界的、永続的、ロイヤリティフリーのライセンスをABBYに付与するものとします。ABBYは、お客様がABBYソフトウェアの使用に関連して提供したフィードバックを、事業運営およびマーケティング資料の一環として使用することができます。フィードバックおよびABBYソフトウェアは、ABBYからの事前の書面による同意を条件として、ベンチマーク目的で使用することができます。

6. 補償

6.1 請求。セクション6.2の例外を条件として、ABBYは、お客様の使用権に基づくABBYソフトウェアの使用が第三者の知的財産権を侵害していると主張するお客様に対する最終裁判所の判決または第三者の請求（以下「知的財産権請求」）に対してお客様を補償します。ただし、お客様は、（a）知的財産権 請求を書面でABBYに速やかに（可能な限り、遅くとも受領から7日以内に）通知し、知的財産権請求の弁護に合理的に必要な情報および文書を速やかに（可能な限り、遅くとも受領から7日以内に） ABBYに提供する、（b）知的財産権請求の弁護に際してABBYに完全に協力する、（c）ABBYに弁護、 控訴および和解の完全な管理を許可するものとします。ABBYは、ABBYが知的財産権請求の通知を受領 する前に発生した費用を払い戻す義務を負いません。このセクション6.1は、お客様に対する唯一かつ 排他的

な救済措置およびABBYYの単独の責任を規定しています。

6.2 例外事項。ABBYYは、以下に基づく、またはこれらに関連するいかなる知的財産権請求に対して保証義務を追わないものとします：(a) お客様または第三者によるABBYYソフトウェアの変更、(b) お客様または第三者による仕様または要件の遵守、(c) ABBYYソフトウェアの潜在的な使用期間、お客様の潜在的な収益またはサービス、(d) お客様によるABBYYソフトウェアと非ABBYY製品またはビジネスプロセスとの組み合わせ、運用、または使用、(e) お客様がABBYYソフトウェアを随時必要に応じて変更または交換しなかったこと、または(f) 評価版として、または無償で提供されたABBYYソフトウェアに関連するもの。

7. 保証および表現

7.1 パフォーマンス。ABBYYソフトウェアの最初の納入から90日間、ABBYYは、添付文書および製品固有規約に記載されているように、ソフトウェアのコア機能がすべての重要な点で機能することを保証します。前述の保証に違反した場合のお客様の唯一かつ排他的な救済措置およびABBYYの唯一の責任は、お客様が保証期間内に保証された通りに機能しなかったことをABBYYに書面で通知し、さらにABBYYがそのような失敗を再現できることを条件として、ABBYYは合理的に実行可能な限り速やかにそのような不具合の修正に努め、パッチまたはその他のエラー修正を提供します。ABBYYが不具合を再現してから30営業日以内にパッチ、エラー修正、または回避方法を提供できない場合、お客様の書面による要求に応じて、ABBYYは、不適合ソフトウェアに支払われた料金と、そのような不適合ソフトウェアに支払われたメンテナンス料金の評価可能な部分を払い戻します。

7.2 悪意のあるコード。ABBYYは、適用されるライセンス制限を実施する場合を除き、ネットワーク、システム、またはABBYYソフトウェアの正常な動作を無効にしたり妨げたり、不正なアクセスを提供するように設計または意図されたコードが一切含まれないABBYYソフトウェアを提供するために商業的に合理的な努力を払います。

7.3 資格。ABBYYソフトウェアが以下に該当する場合、セクション7.1および7.2は適用されません：(a) ABBYYによって変更された場合、(b) 事故または過失に遭遇した場合、本EULAまたはドキュメンテーションと矛盾するインストールや使用があった場合、(c) 評価版である場合、またはその他の方法で無償で提供されている場合、(d) ABBYYブランドの製品ではない場合、または(e) 認定ソースから提供されていない場合。保証期間中にABBYYがセクション7に違反したことを認定ソースに速やかに書面で通知した場合、お客様の唯一かつ排他的な救済措置は、(i) ABBYYソフトウェアの修理または交換、または(ii) 不適合ABBYYソフトウェアの期間(不適合ABBYYソフトウェアの過去12か月間)から支払われたサブスクリプション料金の払い戻しのいずれかをABBYYが選択します。ABBYYに支払ったライセンス料の払い戻しをABBYYが提供する場合、お客様は該当するABBYYソフトウェアのすべてのコピーを返却または破棄しなければなりません。

7.4 免責事項。本セクション7に明示的に記載されている場合を除き、適用法で認められる限り、ABBYYは、明示または黙示を問わず、あらゆる種類の保証および条件(商品性、満足できる品質、特定目的への適合性または非侵害に関する保証、条件またはその他の黙示の条件、あるいはABBYYソフトウェアが安全であり、中断がなく、エラーがないことを含むがこれらに限られない)を明確に排除するものとします。

8. 責任

8.1 損害賠償の制限いかなる場合においても、ABBYY、またはABBYYの取締役、役員、従業員、代理人、または関連会社は、契約、保証、過失、厳格責任、またはその他の申し立てや行為に基づくかどうかにかかわらず、本契約の違反または違反の申し立て、あるいはABBYYソフトウェアの使用から生じる結果的、付随的、間接的、特別、懲罰的な損害、費用または経費(利益の損失、収入の損失、貯蓄の損失

および／または支出の無駄など) に対してお客様に対して責任を負うことはないものとします。

8.2 **賠償の上限。**いかなる場合においても、本契約に起因または関連するすべての請求について、ABBYY の賠償の総額は、(A) 最初に請求が発生した日の直前の12か月間に本契約に基づいてライセンスが ソフトウェアに対して支払った総ライセンス料、または (B) 1万米ドル (10,000.00ドル) のうち、いずれの場合もABBYYがそのような損害賠償の可能性を通知された場合であっても、低い方の金額を超え ることはありません。

8.3 **適用性。**上記の免責事項および責任の制限は、両当事者がそのような損害の可能性を知らされて いた場合であっても、その本質的な目的の不履行にかかわらず適用されるものとします。

9. 解約と停止

9.1 **停止。**お客様がセクション2.1、3.1、または11.7に違反した場合、ABBYYは直ちにお客様の利用 権 を停止することができます。

9.2 **解約。**一方の当事者が本EULAで重大な違反をし、違反の書面による通知を受領してから30日以内にその違反を是正しない場合、違反していない方の当事者は、正当な理由により本EULAを終了することができます。お客様がセクション2.1、3.1、または11.7に違反した場合、ABBYYは直ちに本EULAを終了することができます。EULAの終了時点で、お客様はABBYYソフトウェアの使用を停止し、お客様の管 理 下にあるABBYYソフトウェアおよび機密情報のコピーを破棄しなければなりません。お客様の重大な 違反によりABBYYが本EULAを終了した場合、お客様は、その時点で有効なサブスクリプション期間の終 了 までの未払い料金をABBYYまたは認定ソースに支払うものとします。終了後もお客様がABBYYソフト ウェアを引き続き使用またはアクセスする場合、ABBYYまたは認定ソースはお客様に請求することができ、お客様はそのような継続的な使用について支払いに同意するものとします。

9.3 **存続。**セクション3、5～11は、本EULAの終了後も存続します。

10. 監査権

サブスクリプション期間中およびその終了後3年間、お客様は、ABBYYソフトウェアの使用に関する完全かつ正確な記録、および該当する場合は、本EULA (以下「**記録の監査**」) への準拠を検証するのに十分な監査の対象となる月の数量単位の実際の記録(以下「**記録**」)を維持するための合理的な措置を講じるものとします。合理的な事前の通知に基づき、12か月間に1回を超えない範囲で、お客様はABBYYの 通知から30日以内に、ABBYYおよびその監査人に対し、ABBYYの費用負担で、お客様の通常の営業時間 内に記録および該当する帳簿、システム(ABBYYソフトウェアを含む)、およびアカウントへのアクセス を許可するものとします。監査処理により手数料の未払いが開示された場合：(a) ABBYYの不足請求日 から15日以内にそのような手数料を支払うものとします。(b) 結果としてABBYYに支払うべき料金が お客様の使用権に対してお客様が支払った金額を5%以上超えた場合、お客様は監査の合理的な費用を支 払うものとします。(c) 結果としてABBYYに支払うべき料金がお客様の使用権に対してお客様が支払っ た金額を10%以上超えた場合、お客様は監査の合理的な費用と監査されたサブスクリプション年の2倍の サブスクリプション料金をペナルティとして支払うものとします。

11. 一般条項

11.1 **第三者受益者。**本EULAは、いかなる第三者に対しても権利または訴因を付与するものではありません。

11.2 **譲渡および再委託。**以下に定める場合を除き、いずれの当事者も、相手方当事者の書面による明示 的な同意なしに、本EULAの全部または一部を譲渡または更改することはできません。ABBYYは、(a) セ クション11.6に従ってお客様に通知することにより、本EULAの全部または一部をABBYY関係会社に譲

渡または更改する、または事業の一部の売却または譲渡の一環として、(b) ABBYYソフトウェアに関連す

る履行を第三者に再委託することができるものとします。ただし、かかる再委託契約は、本EULAに基づくABBYYの義務を免除しないものとします。

11.3 **パートナー取引。**ここに記載された他の条項にかかわらず、お客様がパートナーからABBYYソフトウェアを購入する場合、ABBYYが書面で別段の合意をしない限り、本EULAの条項は、お客様によるそのABBYYソフトウェアの使用に適用され、パートナーとの契約における矛盾する条項に優先します。お客様と当該パートナーとの間のすべての紛争は、ABBYYソフトウェア、情報、データまたはサポートの利用可能性に関連しているか否かを問わず、お客様と当該パートナーとの間で解決されるものとします。

。ABBYYは、かかる紛争を解決する責任を負わず、かかる紛争にいかなる形でも関与する義務を負いません。

11.4 **EULAの変更。**ABBYYは、本EULAを更新することにより、本EULAまたはそのコンポーネントを変更することができます。EULAの変更は、納品日が記載されている見積書または変更日以降の更新に基づいてライセンスされたABBYYソフトウェアに適用されます。

11.5 **法令の遵守。**各当事者は、本EULAに基づくそれぞれの義務に適用されるすべての法律および規制を遵守します。ABBYYは、適用される法律および規制に準拠するために、特定の場所でのABBYYソフトウェアの利用を制限したり、機能を変更または中止したりする場合があります。

11.6 **通知。**ABBYYが本EULAに基づいてお客様に配信した通知は、電子メール、通常の郵便、または<https://www.abbyy.com/eula/notices/>（お客様の管轄区域で許可されている場合）上への投稿で配信されます。ABBYYへの通知は、本EULAまたは見積書が他の通知手段を特に許可しない限り、通知用として当社ウェブサイトに記載されているアドレス（<https://www.abbyy.com/eula/notices/>）へABBYY宛に送信する必要があります。

11.7 **エクスポート。**ABBYYの製品およびサービスのサブスクリプションであるABBYYソフトウェア（総称して「**ABBYY製品**」）は、当該地域で購入（取得）することができ、制裁規制法の対象となります。お客様は、これらの法律の適用性およびお客様が遵守することを認識し、同意するものとします。お客様は、ABBYY製品を禁輸国、指定国民、またはABBYYがこれらの法律に違反する原因となる方法で受領、使用、譲渡、輸出または再輸出しないものとします。また、お客様は、必要なライセンスや認可を取得することに同意するものとします。お客様は、適用法によりお客様がABBYYソフトウェアを受領することが禁止されていないことを表明し、保証します。（i）**地域**とは、シリア、ダルフル（スーダン）、イラン、北朝鮮、ソマリア、イエメン、キューバを含むがこれらに限定されないすべての禁輸国を除く全世界を意味します。（ii）**禁輸国**とは、米国またはその他の政府が制裁規制法の下で禁輸を維持または維持する予定の国または地域を意味します。（iii）**制裁規制法**とは、ABBYYおよび／またはお客様に適用される国連、欧州連合（EU）、オーストラリア、英国、米国およびその他の国際制裁法および規制を意味します。（iv）**指定国民**とは、禁輸国の国民または居住者、または米国財務省の特別指定国民リストまたは米国商務省の拒否者リストもしくは団体リスト、または制裁規制法に基づいて発行された他の米国当局もしくは政府の同等のリストに記載されている個人もしくは団体を意味します。禁輸国および指定国民のリストは、予告なく変更されることがあります。

11.8 **準拠法および裁判地。**お客様がEULAを締結するABBYYの法人格に基づき、本EULA、および本EULAから生じるあらゆる紛争は、当社ウェブサイト（<https://www.abbyy.com/eula/table/>）で言及されている適用準拠法にのみ準拠し、また抵触法の規則または国際物品売買契約に関する国連条約の適用は明示的に除外されるものとします。本EULAまたはその成立、解釈もしくは実施に起因または関連して生じる

いかなる紛争についても、当社のウェブサイト (<https://www.abbyy.com/eula/table/>) に記載された適用地に所在する裁判所が、その裁定に専属管轄権を有するものとします。各当事者はここに同意し、そのような裁判所の専属管轄権に服するものとします。以下の準拠法にかかわらず、ABBYは、ABBYYの知的財産権侵害の申し立てに関して、適切な管轄権を有する裁判所に暫定的差止命令の救済を求めることができます。

11.9 不可抗力。 支払義務を除き、いずれの当事者も、不可抗力、すなわち、天災、火災、洪水、戦争、政府の行為、法律または規制の遵守が含むがこれに限定されない、影響を受ける当事者の合理的な制御が及ぶ範囲を超えた状況に起因する義務の不履行について責任を負いません。

11.10 その他。 いずれかの当事者が本EULAに基づく権利を行使しなかったとしても、その権利を放棄するものではありません。本EULAのいずれかの部分が強制力を持たない場合でも、他の条項には影響を及ぼさないものとします。本EULAは、本EULAの不可欠な部分を構成する付録および製品固有規約、SM規約、およびサブスクリプション規約とともに、本EULAの主題に関する両当事者間の完全な合意であり、以前または同時期のすべての通信、理解、または合意（書面または口頭を問わず）に優先します。ABBYは、一部の地域で本EULAの現地語翻訳を提供する場合があります。お客様は、これらの翻訳が情報提供のみを目的として提供されることに同意し、矛盾がある場合は、本EULAの英語版が優先されるものとします。

11.11 優先順位。 見積書、EULA、製品固有規約、サブスクリプション規約、およびSM規約の間に矛盾が生じた場合、文書は次の順序で優先されます。(1) 見積書、(2) 製品固有規約、(3) サブスクリプション規約、(4) SM規約、(5) EULA。

付録A. 製品固有規約

本付録Aには、お客様が取得するABBYYソフトウェアに適用される製品固有規約が組み込まれています。

1. 追加の定義：

「ソフトウェアABBYY」、「ソフトウェア」とはABBYYのソフトウェアであるABBYY FineReader PDF 16のほか、オンラインなどの方法で利用できるよう提供されているすべてのソフトウェアコンポーネントも含まれ、実行可能ファイル、ヘルプ、デモ、サンプルをはじめとするその他のファイル、ライブラリ、データベース、サンプル、関連するメディア（画像、写真、アニメーション、オーディオコンポーネント、ビデオコンポーネントなど）、印刷物、その他のソフトウェアコンポーネントも含まれますが、これらに限定されません。

「アクティベーション」とは、お客様のシリアル番号が有効で、ライセンスの範囲で許可されている台数を超えるコンピュータでアクティベートされていないことを確認するプロセスを指します。本ソフトウェアは、インストール後にアクティベーションを要求する場合があります。アクティベーションが必要な場合、本ソフトウェアは動作しないか、限定された期間および限定された機能でしか動作せず、該当する制限された期間が経過すると予告なしに機能を停止することがあります。

「ライセンス」 ABBYY ソフトウェアを使用する非独占的、譲渡不可、取消可能な権利を意味し、サブスクリプション期間中、またはお客様と承認済みソースとの間の別の契約および/または見積書の条件に従って指定されたその他の期間中、ABBYY ソフトウェアを使用します。この EULA。

「**個人データ**」とは、特定または識別可能な個人に関連するあらゆる情報を意味します。

「**SMサービス**」とは、SM規約に従ってお客様に提供される可能性のあるサポートおよびメンテナンスサービスを意味します。

「**アップデート**」とは、アップグレード以外のSMサービスの一部としてABBYYがお客様に一般的に提供するソフトウェアまたはドキュメントの改訂、強化、更新、修正、またはその他の変更（新規または変更された機能や特徴など）を意味します。

「**アップグレード**」とは、本ソフトウェアを大幅に変更して数字の最初の部分に新しいものを付し（例：15.0 から 16.0）、既存のソフトウェアバージョンに新しい機能または変更された機能を追加する、一般に利用可能なその後の新しいリリースを意味し、そのために追加のライセンス料またはサービス料が必要となる場合があります。

「**お客様**」とは、ABBYYソフトウェアを購入またはその他の方法で取得する自然人または法人を意味します。

2. 追加の使用権と使用制限

2.1. 本ソフトウェアの使用やライセンスの範囲に関する制限には以下が含まれますが、これに限定されるものではありません

2.1.1. **コンピュータの台数、個々のユーザー数、ネットワークアクセス数。**お客様が取得したライセンスの範囲は、ソフトウェアをインストールして使用するコンピュータの台数、ソフトウェアの個別ユーザー数、ネットワークアクセスによって制限されるほか、取得したライセンスの種類によって異なります。取得されたライセンスの種類は、お客様とABBYYまたはABBYYパートナーによる別の契約、および/または本ソフトウェアの購入に付随する文書で規定されています。ソフトウェアのインストール後は、ライセンスの種類をソフトウェアのインターフェイスのヘルプメニューで確認できます。

2.1.1.1. お客様のライセンスの種類が「**単独ユーザーライセンス**」 / 「**スタンドアロン**」で、お客様が法人である場合、本契約、ABBYYとの別の合意、またはソフトウェアの購入に付随する文書に別途規定がない限り、1台のコンピュータにソフトウェアをインストールおよび使用します。お客様のライセンスの種類が「**単独のユーザーライセンス/スタンドアロン**」でお客様が自然人である場合、ソフトウェアを1台のデスクトップコンピュータ、および1台のポータブルコンピュータ（ソフトウェアをシステム要件に従ってインストールおよび使用できる）ラップトップまたはその他のポータブルデバイスにインストールして使用します。本ソフトウェアを2台のコンピュータで同時に使用することはできません。いかなる時も、インストールされたコンピュータ上で直接本ソフトウェアを使用するか、リモートアクセスを介して1台のコンピュータのみから本ソフトウェアにリモートでアクセスします。

2.1.1.2. ライセンスの種類が「**シートごと**」の場合、お客様が取得したライセンスの数に従って、お客様が所有するコンピュータに無制限でインストールおよび使用できます。いかなる時も、本契約、ABBYYとの別の合意、または本ソフトウェアの購入に付随するABBYYの文書に別途規定がない限り、インストールされた本

ソフトウェアのコピーにアクセスできるのは1台のコンピュータからだけです。

- 2.1.1.3. お客様のライセンスの種類が「ネットワークライセンス」／「同時接続（concurrent）」である場合（ライセンスは「同時接続」または「Azure用同時接続」とマークされる場合があります）、お客様は、お客様が所有する任意の数のコンピュータにソフトウェアをインストールし、お客様が取得したライセンス数のコンピュータにて同時にソフトウェアを使用することができます。ただし、EULA、ABBYと個別の契約、見積書に別途指定されている場合を除きます。
- 2.1.1.4. お客様のライセンスの種類が「リモートユーザー」である場合（ライセンスは「リモートユーザー」または「Azure用リモートユーザー」と記載される場合があります）、お客様は、お客様が所有、レンタル、またはその他の方法で合法的に取得および（または）使用するリモートアクセスまたは仮想化ソリューションを介してソフトウェアを使用することができます（「ソリューション」）。ソリューションのサーバー/ホストとして機能する任意の数のコンピュータに本ソフトウェアをインストールすることができます。インストールされた本ソフトウェアは、お客様が取得したライセンスの数と同じ数の個人（ソリューションの名前付きユーザー）がクライアントコンピュータからリモートアクセスを通じて使用することができます。本契約、ABBYとの別の合意、または見積書に別途規定がない限り、お客様は本ソフトウェアを使用するユーザーごとにライセンスを取得する必要があります。いかなる時も、各個人がリモートから本ソフトウェアを使用することができるのは1台のコンピュータからだけです。
- 2.1.1.5. お客様のライセンスの種類が「サイトライセンス」である場合、次の追加条項が適用されます。（ii）お客様は、本ソフトウェアの秘密を保持し、お客様による本ソフトウェアの譲渡は固く禁じられています（本セクション 2.1.1.5 の目的上、「譲渡」には、第三者へのアクセスの許可が含まれますが、これに限定されません）。（iii）お客様は、ソフトウェアが使用されているお客様のユーザーコンピュータの数の正確な記録を保持し、お客様のユーザーコンピュータの数を承認済みソースに毎年報告するものとします。年次報告書とともに、お客様のライセンスで事前に購入された数を超えるものを含め、各ユーザーのコンピュータに適用されるライセンス料（見積書に規定されている場合があります）を支払うこと、および（iv）合理的な事前の書面による要求に応じて、ABBYは、ユーザーコンピュータの数と、お客様が支払ったライセンス料の正確性を確認するためだけに、12か月に1回を超えない、お客様の記録の実質的な監査手順。このような監査は、ABBYの費用で、お客様の通常の期間中に実施されるものとします。営業時間内であり、守秘義務の対象となります。監査後の検証済み記録により、お客様が提出したソフトウェアライセンス料と未払いのライセンス料の5%以上の未払いが明らかになった場合、お客様は、ライセンス料の差額を支払うことに加えて、ABBYの監査費用も払い戻すものとします。
- 2.1.2. **処理量ライセンスに明記されている場合は、本ソフトウェアで処理することができる数量単位（例：ページ、語、記号）は、1つ以上の方法で制限されている場合があります。**たとえば、月間あるいは年間といった特定の期間内に処理される数量単位数、または処理される数量単位の全体数などです。ページのサイズまたは他のポリウムユニット、および処理に使用されるプロセッサコアの数も制限される可能性があります。

- 2.2. お客様は、本ソフトウェアが無認可のコピーや無制限の使用から保護されており、そのような保護を提供するシリアル番号が含まれる場合があることを認め、本ソフトウェアがこうしたすべての保護の対象であることに同意します。お客様のシリアル番号はアクティベーションが必要な場合があり、お客様が利用できるアクティベーションの数には制限があることが

あります。追加のアクティベーションは、第7条に規定されているとおり、お客様が取得（購入）した本ソフトウェアのバージョンのテクニカルサポート期間中にABBYYテクニカルサポートサービスに連絡することで要求できます。取得（購入）したソフトウェアバージョンのテクニカルサポート期間が終了すると、追加のアクティベーションが利用できなくなる可能性があります。

- 2.3. VMware、Citrixを含み、これに限定されない仮想環境に本ソフトウェアを配置および/または使用する場合、本ソフトウェアの制限または提供されたライセンスの範囲を超えずにアクセス、または使用しなければなりません。例えば、1つの同一のシリアル番号を使用して、ライセンスが適切に取得されているコンピュータ、承認済みユーザーまたは承認済み同時ユーザーの数を超える数のコンピューター、承認済みユーザーまたは承認済み同時ユーザーによる仮想環境での本ソフトウェアの使用またはアクセスを許可したり、お客様のライセンスにより許可される総数を超えて処理するために本ソフトウェアを使用することはできません。

- 2.4. お客様とABBYYの間の別の契約書で同意されている場合を除き、本ソフトウェアを使って認識、変換、スキャン、文書比較サービスを無料または有料で提供したり、認識、変換、スキャン、文書比較機能を持つ別のサービスの一部として本ソフトウェアを使い、その結果を第三者に提供したり結果にアクセスできるようにしてはなりません。

- 2.5. 下記の第2.6項および第2.7項に従い、お客様は、ABBYYと別途書面による契約を締結している場合を除き、本ソフトウェアと共に提供される本ソフトウェアのユーザーインターフェースを迂回したり、スクリプト、ボット、ロボットプロセス自動化ソフトウェアを含む（ただし、これらに限定されない）自動化ソフトウェアによって本ソフトウェアと連携したりすることはできません。

- 2.6. お客様のライセンスがセクション2.1.1.2または2.1.1.4で定義されている種類に該当し、見積書で「拡張CLIサポート」と指定されている場合、お客様はコマンドラインインターフェースを使用する場合に限り、本ソフトウェアのユーザーインターフェースを迂回することができます。

- 2.7. お客様のライセンスがセクション2.1.1.2または2.1.1.4で定義された種類に該当し、見積書で「RPA用」と指定されている場合、お客様はロボットプロセス自動化ソフトウェアを使用して本ソフトウェアと連携することができます。

- 2.8. **アップグレード.** ソフトウェアに「アップグレード」と記載されている場合、またはABBYY FineReaderの過去のメジャーバージョンのいずれかの代替としてお客様に提供されている場合、ソフトウェアの使用およびライセンスの範囲に対する制限には、以下が含まれますが、これらに限定されません。

2.8.1. アップグレードの資格の基礎となったソフトウェア（アップグレードベースソフトウェア）は、アップグレードベースソフトウェアに付属のエンドユーザーライセンス契約の条件に準拠し、同じコンピューター上でのみアップグレード後に使用する

ことができます。ただし、ABBYYとのアップグレードに関する個別の書面による契約に別途明記されている場合を除きます。

2.8.1.1. アップグレードベースソフトウェアをサブスクリプションベースで入手した場合、アップグレードが行われたサブスクリプション期間（現在のサブスクリプション期間）の終了まで、期間限定でアップグレード後に使用することができます。次のサブスクリプション期間にサブスクリプションをソフトウェアに更新した場合でも、現在のサブスクリプション期間の終了後にアップグレードベースソフトウェアの使用を中止する必要があります。

2.8.1.2. お客様は、ABBYYがいつでもアップグレードベースソフトウェアの技術サポートおよびメンテナンスサービスの提供を停止することができること、それにより、アップグレードベースソフトウェアを継続して使用しても、これらのサービスが利用できなくなる可能性があることを認識しています。

2.8.2. アップグレードベースソフトウェアの使用は、承認済みソースとの別の書面による契約によって禁止される場合があります。

2.8.3. SM規約に別段の定めがあるにもかかわらず、本ソフトウェアが永久ライセンスと共に取得された場合、(i)本ソフトウェアのためにお客様に提供されるSMサービスには、アップグレードの提供は含まれません。(ii)お客様は、ABBYYまたはその関連会社に対して、かかるアップグレードを提供しなかったことに対するすべての請求を放棄するものとします。疑義を避けるために、本セクション2.8.3は、特に消費者がそれぞれの法的規制によって管理される合理的な期間、セキュリティアップデートを含むアップデートを拒否されないため、デジタル製品を現在の状態に保つ消費者の権利に影響を与えません。

2.9. セクション2.1.1.5に規定されている場合を除き、お客様は、一回に限り本ソフトウェアを直接他のエンドユーザーへ永続的に譲渡することができます。お客様が法人の場合、こうした譲渡を行うには、ABBYYの書面による承認が必要です。このような譲渡には、ソフトウェアのすべて（全コピー、コンポーネントパーツ、メディア、印刷資料、およびアップデート版を含む）と本契約が含まれなければなりません。このような譲渡は、委託またはその他の間接的譲渡によって行うことはできません。この一度限りの譲渡を受ける人物は、本契約と本ソフトウェアをもう譲渡してはならないという義務を含め、本契約条件を遵守することに同意しなければなりません。お客様が本ソフトウェアのかかる譲渡を行う場合は、お客様のコンピュータまたはローカルエリアネットワークから本ソフトウェアをアンインストールする必要があります。

2.10. お客様は、インターネット経由でのダウンロードを含め、複数のメディアを通じて本ソフトウェアを取得できます。受け取るメディアの数量や種類にかかわらず、お客様が許諾されるのはソフトウェアライセンスの範囲内での本ソフトウェアの使用に限られます。

- 2.11. 本契約条件の範囲外における本ソフトウェアまたはそのコンポーネントの使用、または本契約条件に違反した使用は、ABBYY および第三者(またはそのいずれか)が有する知的 財産権の侵害に該当し、本契約に基づいてお客様に対して許諾した本ソフトウェアのすべての使用権の取り消しの根拠となります。
- 2.12. その他の権利なし。 ABBYY は、お客様に明示的に付与されていないすべての権利を留保 します。